

## 飯能市設計VE審査委員会規程

(平成13年訓令第6号)

(設置)

第1条 建設工事の設計に関するVE（バリュー・エンジニアリングの略称で、性能、品質、安全性等を低下させることなく、最小のライフサイクルコストで必要な機能を達成するために、建設物、工法等の改善に注がれる組織的な努力をいう。）を適正かつ効率的に行うため、飯能市設計VE審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、建設工事の設計に関するVEを行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、市職員のうちから市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会が特に必要と認めるときは、関係職員、設計業者の社員又は技術顧問の出席を求めて意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(VE審査結果の報告)

第8条 委員会におけるVEの審査結果については、市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画総務部契約検査課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この訓令は、平成13年4月2日から施行する。

附 則 (平成14年訓令第4号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年訓令第8号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年訓令第12号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。